一　法第八十五条第二項第三号に規定する休業手当金の額は、法第二条第一項に規定する被保険者（同条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。）の資格を喪失すべき事由が生じた日が平成二十二年三月三十一日以前であるときは、標準報酬日額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万三百三十円を超えるときは四万三百三十円）から労働者災害補償保険法第八条の二第二項第二号に定める額を控除した額の百分の六十に相当する金額とする。

第百五十条第二項中「以後の日に係る休業手当金又は同日」を削り、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「百二十一万円」の下に「に、障害の程度に応じて法別表第三に定める月数を乗じて得た金額」を加え、同号を同項第一号とし、同項第四号を同項第二号とし、同項第五号中「額が」を「合算額が」に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号を同項第四号とし、同項第七号を同項第五号とし、同条に次の一項を加える。

3　平成二十三年八月一日以後に支給すべき事由の生じた障害前払一時金又は遺族前払一時金の限度額の法附則第五条第八項において準用する法第三十九条第二項に規定する額の改定については、次の各号に定めるところによる。

一　法附則第五条第一項後段に規定する障害前払一時金の限度額は、障害の原因となった疾病又は負傷が発生した日が平成二十二年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬日額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万三百三十円を超えるときは四万三百三十円）に、障害の程度に応じて法別表第五に定める日数を乗じて得た額とする。

二　法附則第五条第二項後段に規定する遺族前払一時金の限度額は、死亡の原因となった疾病又は負傷が発生した日が平成二十二年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬日額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万三百三十円を超えるときは四万三百三十円）の千日分に相当する額とする。

第百五十二条中「最高限度額」を「限度額」に改める。

別表第五中「二四・六八」を「二四・七六」に、「二一・七四」を「二一・八〇」に、「二〇・五二」を「二〇・五八」に、「一九・六二」を「一九・六八」に、「一八・五一」を「一八・五七」に、「一七・八七」を「一七・九二」に、「一七・六一」を「一七・六六」に、「一六・五四」を「一六・五九」に、「一五・五六」を「一五・六一」に、「一三・九二」を「一三・九六」に、「一二・五二」を「一二・五六」に、「一一・二九」を「一一・三二」に、「一〇・一九」を「一〇・二二」に、「九・三二」を「九・三五」に、「八・四六」を「八・四九」に、「七・六二」を「七・六四」に、「六・七五」を「六・七七」に、「五・九〇」を「五・九二」に、「五・〇七」を「五・〇九」に、「四・四五」を「四・四六」に、「三・八六」を「三・八五」に、「三・二四」を「三・二五」に、「二・〇〇」を「二・〇〇」に、「一・八九」を「一・八二」に、「一・六二」を「一・六三」に、「一・三六」を「一・三七」に、「一・一四」を「一・一五」に、

「

平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	○・九九
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	○・九八
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	○・九七
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	○・九八
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	○・九七
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	○・九七
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	○・九八
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	○・九九
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	○・九九
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	○・九九
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	○・九八
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	○・九八
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	○・九八
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	○・九九

」を

「

平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	一・〇〇
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	○・九八
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	○・九七
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	○・九八
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	○・九七
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	○・九七
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	○・九八
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	○・九九
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	○・九九
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	○・九九
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	○・九九
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	○・九九
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	○・九九
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	○・九九
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇〇

」に

改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十三年七月三十一日以前の日に係る船員保険法の休業手当金の額、同月以前の月分の同法による障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金及び遺族年金一時金の額並びに同日以前に支給すべき事由の生じた障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額については、なお従前の例による。